「農地法施行規則の一部を改正する省令案についての意見・情報の募集」の結果について

令和８年９月１６日
農林水産省経営局

「農地法施行規則の一部を改正する省令案」について、令和８年６月２６日から令和８年７月２５日までの期間、e-Gov への掲載等を通じて、広く国民の皆様から意見・情報を募集するパブリックコメント手続を実施いたしましたが、本省令案について修正を行う必要が生じました。

このことを踏まえ、本省令案について、改めてパブリックコメント手続を実施することとしたため、行政手続法（平成５年法律第 88 号）第 43 条第４項の規定に基づき、以下のとおり公示いたします。

・命令等の題名：農地法施行規則の一部を改正する省令
・命令等の案の公示の日：令和８年６月２６日

※　行政手続法（平成５年法律第 88 号）（抄）

（結果の公示等）

第四十三条　命令等制定機関は、意見公募手続を実施して命令等を定めた場合には、当該命令等の公布（公布をしないものにあっては、公にする行為。第五項において同じ。）と同時期に、次に掲げる事項を公示しなければならない。

一　命令等の題名

二　命令等の案の公示の日

三・四　（略）

２・３　（略）

４　命令等制定機関は、意見公募手続を実施したにもかかわらず命令等を定めないこととした場合には、その旨（別の命令等の案について改めて意見公募手続を実施しようとする場合にあっては、その旨を含む。）並びに第一項第一号及び第二号に掲げる事項を速やかに公示しなければならない。

５　（略）

【問合せ先】
農林水産省経営局農地政策課
電話：03-6744-2150（内線 5164）